

令和5年度 第1回

大阪府国土利用計画審議会 会議録

日 時：令和6年1月25日（木）

午後3時00分～午後3時45分

場 所：大阪府中央区大手前3丁目1番43号

プリムローズ大阪 「鳳凰の間」

議 題

【審 議 案 件】

大阪府土地利用基本計画の変更について (農業地域の縮小)

【報 告 案 件】

大阪府土地利用基本計画の変更について (森林地域の縮小)

【報 告 事 項】

大阪府国土利用計画（第五次）のPDCAについて

令和5年度第1回 大阪府国土利用計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験のある者	嘉名光市	大阪公立大学大学院教授	出	会長
2		岡井有佳	立命館大学教授	出	会長代理
3		大庭哲治	京都大学大学院准教授	欠	
4		小川亮	大阪公立大学大学院教授	出	会議録署名委員
5		坂野上なお	京都大学講師	欠	
6		武田重昭	大阪公立大学大学院准教授	欠	
7		藤田香	近畿大学教授	出	
8		牧紀男	京都大学教授	欠	
9		中谷清	一般社団法人大阪府農業会議会長	出	
10		高士佳子	大阪商工会議所女性会常任委員	出	
11		山田重雄	大阪府森林組合代表理事専務	出	
12		高村永振	一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会会長	出	
13	府議会議員	奥村ユキエ	大阪府議会議員（維新）	出	会議録署名委員
14		いらはら 勉	大阪府議会議員（維新）	出	
15		植田正裕	大阪府議会議員（維新）	出	
16		山本真吾	大阪府議会議員（維新）	出	
17		泰江まさき	大阪府議会議員（維新）	出	
18		内海久子	大阪府議会議員（公明）	欠	
19		吉田忠則	大阪府議会議員（公明）	出	
20		須田旭	大阪府議会議員（自民）	出	
21	市町村長を代表する者	辻宏康	大阪府市長会会長	欠	
22	市町村長を代表する者	田代堯	大阪府町村長会会長	欠	
23	大阪市長	横山英幸	大阪市長	欠	

※ 委員23名中15名出席

令和5年度第1回 大阪府国土利用計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	大阪都市計画局長	尾花 英次 郎	出	
2	大阪都市計画局技監	山田 裕文	欠	
3	大阪都市計画局副理事	森岡 清高	欠	
4	大阪都市計画局計画推進室	上溝 憲郎	出	
5	大阪都市計画局拠点開発室	日田 哲也	※	幹事(臨時):戦略拠点開発課長 川合 卓爾
6	大阪都市計画局計画推進室計画調整課長	木村 佳英	出	
7	大阪都市計画局計画推進室計画調整課参事	泉 憲	出	
8	政策企画部企画室推進課長	矢田 昌己	※	幹事(臨時):推進課参事 帆足 元太
9	商工労働部成長産業振興室国際ビジネス・スタートアップ支援課長	中谷 敬	出	
10	環境農林水産部みどり推進室みどり企画課長	木村 みどり	※	幹事(臨時):みどり企画課参事 寺田 和弘
11	環境農林水産部みどり推進室森づくり課長	塩野 雅典	出	
12	環境農林水産部農政室整備課長	杉田 和繁	出	
13	都市整備部事業調整室事業企画課長	丸橋 尚司	※	幹事(臨時):事業企画課長補佐 石田 貴生
14	都市整備部事業調整室都市防災課長	三原 淳子	出	
15	都市整備部道路室道路整備課長	岡部 哲久	※	幹事(臨時):道路整備課長補佐 伊吹 善仁
16	都市整備部河川室河川整備課長	藤野 昭生	※	幹事(臨時):河川整備課長補佐 岩井 康隆
17	都市整備部公園課長	難波 孝行	出	
18	都市整備部住宅建築局居住企画課長	遠藤 望	出	
19	都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長	矢倉 道久	出	
20	大阪港湾局計画整備部計画課計画調整担当課長	西端 薫	欠	

※ 代理として任命した幹事(臨時)が出席

目 次

1 開会.....	1
2 会長選任.....	4
3 審議案件「大阪府土地利用基本計画の変更について(農業地域の縮小)」.....	7
4 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について(森林地域の縮小)」.....	11
3 報告事項「大阪府国土利用計画（第五次）のPDCAについて」.....	13
4 閉会.....	22

1 開 会

(午後3時00分 開会)

【司会】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回大阪府国土利用計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めます大阪都市計画局計画推進室計画調整課の宮崎と申します。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、現委員数23名のうち15名の委員に御出席をいただいておりますので、大阪府国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしており、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしく申し上げます。

それでは、審議会の開会にあたり、大阪府大阪都市計画局長尾花より御挨拶を申し上げます。

【大阪都市計画局長 尾花】 大阪都市計画局長の尾花でございます。

令和5年度第1回大阪府国土利用計画審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、日頃よりまちづくり行政の推進につきまして、格別の御理解と御支援を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

大阪都市計画局では、2050年に向けましたまちづくりの方向性を示す「大阪のまちづくりグランドデザイン」を策定し、その実現に向けて、多様な主体との連携の下、様々な取組を進めております。

大阪府域では、鉄道や道路網が大阪市を中心に放射・環状方向に広がり、これらに沿って市街地が発展してまいりました。また、府域全体がコンパクトであるがゆえに、大都市でありながら大阪湾や周辺山系などの豊かな自然が都市部と近接して存在するという特徴的な都市構造を有しております。これらの特性を生かしながら、様々な都市機能や住環境、緑や自然などが共存できるまちづくりを進めることが重要であり、本国土利用計画審議会は、その根幹となる土地利用計画を中心に御審議を賜る重要な機会でございます。

委員の皆様には、忌憚のない御意見、御議論を賜りますことをお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】 ありがとうございます。

では、本日、審議会に御出席いただいております委員の皆様を御紹介してまいります。

まず、学識経験者の委員の皆様を御紹介いたします。

岡井委員でございます。

【岡井 委員】 岡井でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 小川委員でございます。

【小川 委員】 小川です。よろしくお願い致します。

【司会】 嘉名委員でございます。

【嘉名 委員】 嘉名です。よろしくお願い致します。

【司会】 藤田委員でございます。

【藤田 委員】 藤田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 中谷委員でございます。

【中谷 委員】 中谷でございます。よろしくお願い申し上げます。

【司会】 高士委員でございます。

【高士委員】 高士です。よろしくお願いいたします。

【司会】 山田委員でございます。

【山田 委員】 山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 高村委員でございます。

【高村 委員】 高村です。よろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、大阪府議会議員の委員の皆様を御紹介いたします。

奥村委員でございます。

【奥村 委員】 奥村です。よろしくお願いいたします。

【司会】 いらはら委員でございます。

【いらはら 委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【司会】 植田委員でございます。

【植田 委員】 植田でございます。

【司会】 山本委員でございます。

【山本 委員】 山本でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 泰江委員でございます。

【泰江 委員】 泰江でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 吉田委員でございます。

【吉田 委員】 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 須田委員でございます。

【須田 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 ありがとうございます。御紹介は以上でございます。

なお、本日は所用により途中退席される委員の方がいらっしゃいますので、あらかじめ御了承願います。

では、議事に入らせていただく前に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料一覧を御覧ください。

①配付資料一覧及び委員配席表

②大阪府国土利用計画審議会条例及び規則

③議題及び委員・幹事名簿

④右上に資料1と書かれました「令和5年度第1回大阪府国土利用計画審議会議案書」

⑤同じく右上に資料2と書かれました「大阪府土地利用基本計画の変更について」

が説明資料でございます。併せまして、報告事項説明用のパワーポイントの表示画面を印刷したものをお手元に配付させていただいております。

不足等、漏れなどございませんでしょうか。

2 会長選任

それでは、本日行います国土利用計画審議会は、令和5年12月16日付で、学識経験者の委員改選があり、改選後初めての審議会となっておりますので、大阪府国土利用計画審議会条例第4条第1項の規定に基づき、学識経験者の委員の中から会長を選出する必要があります。

会長を選任するまでの間、僭越ではございますが、私が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会長の選任につきましては、推薦方式とさせていただきたいと思いますが、委員の皆様、御推薦ございませんでしょうか。

藤田委員お願いします。

【藤田 委員】 藤田でございます。僭越ではございますが、都市計画分野に大変御精通され、また、令和3年度、4年度の本審議会において、職務代理者の御経験をされていることから、嘉名委員を会長に御推薦申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

【司会】 ただいま嘉名委員を推薦したいという御意見がありましたが、ほかに御意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【司会】 ほかに御意見がないようですので、推薦のありました嘉名委員を会長に選出させていただくことで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【司会】 ありがとうございます。

御異議がないようですので、嘉名委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、以降の議事につきましては、大阪府国土利用計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が当審議会の議長になると定められておりますので、嘉名会長に議長をお願いし、議事進行をお願いしたいと思います。

嘉名会長、議長席にお越し願います。

それでは、嘉名会長、よろしく願いします。

【嘉名 会長】 ただいま御推挙いただきました大阪公立大学の嘉名でございます。よろしく願いいたします。

まず、少しだけ御挨拶させていただきたいと思いますが、国土利用計画の法律ができたのは、1974年だと思います。つまり、今年で半世紀ということになると思います。できた当初は、開発圧が非常に強かった時代であります。ですから、やはり乱開発を抑制するっていうような目的でありますとか、それから、これは今もそうなんですけれど、都市、それから

農地、森林といった土地利用のコントロールの仕組みがそれぞれ別の法体系になっているというものを横串で、全体としてコントロールしていこうというような趣旨だと思います。

このように、国土利用計画というものができてきたわけですが、半世紀たって、やはり大分できた当初の環境から大きな変化があると思います。というのも、皆さん御承知のとおり人口減少であるとか、それから耕作放棄の問題であるとか、私は都市計画の専門なんですが、都市計画の分野でいえばやはり持続可能な地域づくりというような、様々な諸課題が、社会環境の変化とともに起きてきている。その中で土地利用システムの在り方も見直していくという時代に差しかかっていると思います。

今日、報告案件でもP D C Aの話が出てくるとはと思いますが、土地利用の在り方についても質的な側面を重視していくとか、様々な変化が起きております。こういう変化の中でもしっかり対応しながら、皆さんの御意見をお伺いしながら、大阪府の土地利用の在り方を円滑にコントロールできるような方向で議論してまいりたいと思います。御支援賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは座らせていただきます。

それでは、進行させていただきます。

ただいまから、令和5年度大阪府国土利用計画審議会を開催したいと思います。

審議案件に入ります前に、先ほど事務局より話がありましたとおり、委員改選後初めての審議会となりますので、まず、会長の職務代理者の指名を行いたいと思います。

なお、指名につきましては、大阪府国土利用計画審議会条例第4条第3項の規定によりまして、会長の職務代理者については、会長があらかじめ

指名する委員がその職務を代行することとなっております。私といたしましては、岡井委員にお願いしたいというふうに思いますけれども、委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【嘉名 会長】 ありがとうございます。

異議がございませんでしたので、岡井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

それでは、次に移らせていただきます。

本審議会は、本審議会規則第6条第1項に基づき、会議録を作成し、同条第2項において署名をしなければならないということでございます。

会議録の署名は、本審議会規則第6条第2項の規定により、会長及び会長が指名する2名以上の委員となっておりますので、誠に僭越ではございますが、私から次のお二人の委員にお願いしたいと思います。

まず、学識経験者の委員からは小川委員にお願いしたいと思います。それから、大阪府議会議員の委員より植田委員の両名にお願いしたいと思います。

委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【嘉名 会長】 ありがとうございます。

それでは、小川委員、植田委員のお二人、よろしくお願いいいたします。

それでは、議事に進めさせていただきたいと思います。

3 議第1号「大阪府土地利用基本計画の変更について」

【嘉名 会長】 本日は審議案件1件、それから報告案件1件、報告事

項1件となっております。

審議案件といたしまして、第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」です。

内容について、幹事に説明させます。よろしくお願いいたします。

【幹事 泉計画調整課参事】 大阪都市計画局計画推進室参事の泉でございます。よろしくお願いいたします。

「大阪府土地利用基本計画の変更」については、第1号議案と報告案件がございますが、議案の説明に入る前に「土地利用基本計画」の概要及び大阪府の現行計画について御説明します。

「大阪府土地利用基本計画」は、国土利用計画法第9条の規定により、「大阪府国土利用計画」を基本として策定しており、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などの個別規制法の総合調整機能を果たす上位計画となります。

大阪府土地利用基本計画は、計画書と計画図から構成されており、計画書に「土地利用の基本方向」として土地利用に関する「基本理念」、「将来像と基本方針」、「原則」を記載するとともに、五地域区分が重複する地域における土地利用に関する調整指導方針を記載しております。また、計画図には、都市地域や農業地域など5つの地域の範囲を5万分の1の図面に示しております。

5つの地域の指定の考え方につきまして、国土交通省が作成した「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」に基づき、次のとおり定めております。

「都市地域」は、都市計画法に基づく都市計画区域に相当する地域。

「農業地域」は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に相当する地域。「森林地域」は、森林法に基づく国有林及び地域森林計

画対象の民有林の区域に相当する地域。「自然公園地域」は、自然公園法に基づく自然公園に相当する地域。「自然保全地域」は、自然環境保全法に基づく大阪府自然環境保全条例による大阪府自然環境保全地域に相当します。

これらの考え方にに基づき指定された5つの地域の規模は、現時点でお示ししている表のとおりとなっております。五地域区分合計は、府域全体面積の約1.5倍となっており、約1万ヘクタール重複して指定されております。

こちらの図は、5つの地域の指定の状況を概念的に示したものでございます。本計画においては、この重複するエリアにおける土地利用に関する調整、指導の方針が重要となります。五地域区分の重複する地域における土地利用に関しては、調整指導方針により、土地利用を図ることとしております。

それでは、第1号議案、「大阪府土地利用基本計画の変更」として、農業地域の縮小について御説明します。

議案書の1から4ページ、及び説明資料の2ページ以降に記載の「整理番号1. 岸和田農業地域の縮小」について御説明します。

今回、岸和田農業地域の縮小の対象となるのは、岸和田市の東部に位置する山直東地区であり、主要地方道岸和田牛滝山貝塚線と一般府道三林岡山線の交差点にある赤で示す部分となります。

詳細はこちらにお示しします。

今回縮小する区域は、赤枠で示す範囲となります。本地区の現況は、住宅、店舗及び農地などとして利用され、地区の北側は市街地が広がっております。地域区分は、全域が「都市地域」で、うち、画面の上側斜線部分は優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」、斜線部分以外は

市街化を抑制すべき「市街化調整区域」となっております。また、オレンジ色部分が「農業地域」で、そのうち画面下側の斜線部分は農業地域の中でも特に農業上の利用を図るべき「農用地区域」であり、今回縮小する赤枠部分は「市街化調整区域」と「農用地区域以外の農業地域」が重複する地域となっております。

次に、調整指導方針における都市地域と農業地域とが重複する地域の場合について御説明します。

①のように、市街化調整区域と農用地区域とが重複する場合は農地としての利用を優先することとしております。

続いて、②のように、農用地区域以外の農業地域との重複であれば、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用も認めるとしております。そして、市街化区域と農業地域は重複しないこととなっております。

今回、縮小対象となる赤枠の山直東地区は、現在農業地域でございますが、幹線道路沿道に位置するという立地特性を活かした計画的な市街地の形成を目的に、市街化区域への編入を予定しているため、農業地域を約24ヘクタール縮小するものでございます。本案件の変更によりまして、説明資料の1ページの総括表にございますとおり、農業地域は3万2,530ヘクタールから24ヘクタール減少し、3万2,506ヘクタールとなります。なお、御説明させていただいた変更案につきまして、岸和田市へ国土利用計画法第9条に基づく意見照会を行ったところ、意見はございませんでした。

第1号議案は以上でございます。

【嘉名 会長】 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

か。

よろしいですか。

それでは、御意見、御質問がないようですので、採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本議案を原案どおり承認することにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【嘉名 会長】 ありがとうございます。御異議がないようですので、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

それでは、次の報告案件に移りたいと思います。

4 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について」

【嘉名 会長】 報告案件としまして、「大阪府土地利用計画の変更について」と題しまして、河南町及び富田林市における森林地域の縮小について報告がございます。

内容について幹事に説明させます。

【幹事 泉計画調整課参事】 続いて、報告案件、「大阪府土地利用基本計画の変更」として、森林地域の縮小について御説明します。

案件の説明に先立ちまして、森林法に基づく林地開発許可と今回の案件との関係について御説明します。

森林地域における開発、いわゆる林地開発については、災害防止、水害防止、水源涵養の確保、環境の保全の4つの基準を満たせば、森林法第10条の2第2項に基づき、開発を許可しなければならないこととなっております。また、このような林地開発許可の後、開発行為が行われ、林地開

発の完了を確認した後、縮小すべき区域を確定させ、森林審議会の了承を得た上で、国土利用計画審議会を経て、土地利用基本計画及び地域森林計画を変更することになっております。

以上の流れにより、本審議会の開催時点では、当該森林が多用途に転用されていることから、森林地域の縮小については、平成22年度の本審議会におきまして、報告案件として取り扱うこととしております。

それでは、報告案件である森林地域の縮小の2案件について御報告します。

議案書5から8ページ、及び説明資料の3ページ以降に記載しております。

初めに「整理番号2. 河南森林地域の縮小」について御説明します。

縮小する森林地域は、河南町大字平石に位置しており、河南町と太子町の境界付近、南河内フルーツロードの沿道、平石トンネルの河南町側に位置する部分で、赤枠で示しております。

当該地は、緑色の部分が現況の森林地域で、このうち赤色の部分、面積にして1ヘクタールを縮小するものでございます。なお、用途は民間事業者の事業用地でございます。

続きまして、「整理番号3. 富田林森林地域の縮小」について御説明します。

縮小する森林地域は、富田林市東板持に位置しており、富田林市と河南町の境界付近、国道309号の沿道、道の駅「かなん」の西側に位置する部分で、赤枠で示しております。

当該地は、緑色の部分が現況の森林地域で、このうち赤色の部分、面積にして2ヘクタールを縮小するものでございます。なお、用途は民間事業者の事業用地です。

これら2案件の変更により、説明資料の1ページの総括表のとおり、森林地域は5万5,124ヘクタールから3ヘクタール減少し、5万5,121ヘクタールとなります。なお、本変更案を河南町及び富田林市に意見照会しましたところ、異議はございませんでした。

案件は以上でございます。

【嘉名 会長】 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、ないようですので、報告案件は以上とさせていただきます。

ここで一度進行を事務局にお返ししたいと思います。

【司会】 ありがとうございます。ここで所用により藤田委員が退席されます。

(藤田委員 退席)

【司会】 それでは嘉名会長、引き続き議事進行をお願いいたします。

5 報告事項「大阪府国土利用計画（第五次）のPDCAについて」

【嘉名 会長】 最後の議事でございます。報告事項に移ります。

「国土利用計画第五次のPDCA」について報告がございます。

内容について幹事に説明させます。

【幹事 泉計画調整課参事】 続きまして、報告事項として、「大阪府国土利用計画（第五次）のPDCA」について御説明します。

先ほど御審議いただきました大阪府土地利用基本計画が「五地域の区分」やそれぞれの地域が重複したときの「土地利用の調整等に関する方針」を定めているのに対し、国土利用計画は、土地利用の将来像や基本方

針、土地利用区分ごとの目標面積を定めております。土地利用区分は、農地、住宅地など9つの区分に分け、それぞれの土地利用区分ごとに目標年次となる令和9年の面積を定めており、各区分の重複はなく、合計は大阪府の面積と一致します。また、国土利用計画では、計画の進捗状況を把握し、点検・評価・改善を行うなど、PDCAサイクルに沿った施策を推進することとしております。

なお、第五次計画より、評価に当たっては質的な観点も含めて総合的に行うこととしております。具体的には、これまで実施してまいりました土地利用区分ごとの面積の増減に着目した基本的評価に加え、当該土地利用の状況を多角的に捉えるため、面積の動向と密接に関連する項目や関連施策の進捗状況など、面積の推移だけでは把握できない数値の動向も含めた指標による質的評価を新たに実施しているところでございます。また、計画の中間年に当たる令和4年に土地利用区分別及び3つの土地利用の将来像について中間評価を実施し、おおむね計画どおりの進捗であることを確認しました。

本年は、中間評価後の2年目に当たり、昨年同様、第五次計画から大きな乖離がないかに着目して動向を把握しております。詳細はこれから御説明させていただきますが、おおむね計画どおり進捗していることを確認しております。

質的評価を実施する土地利用区分については、昨年同様、○印の農地、住宅地、工業用地、商業・業務施設等用地、森林の5つの土地利用区分について実施することとしております。

それでは、土地利用区分ごとの面積の推移と質的評価について御報告します。

まず、こちらの農地面積の推移を例に、項目や数値の考え方なども併せ

て御説明します。

破線は進捗管理値の推移で、進捗管理値は、計画策定時に本審議会の御意見を受け設定したものでございます。また、実線は実績値でございます。表内の数値は、1行目のAが進捗管理値、2行目のBが実績値、3行目のB－Aが進捗管理値と実績値の差、4行目が実績値の前年差で、いずれも単位はヘクタールです。

農地の面積の推移は、令和4年実績は1万2,201ヘクタールと進捗管理値を若干下回る状況で推移しております。

次に、農地の質的評価でございます。

表左側の項目は、当該土地の利用目的に応じた関連施策であり、農地であれば、多様な担い手の確保や農地の保全などとしております。指標については、関連施策を所管する担当部局と協議し、本審議会で委員の御意見を踏まえながら設定したもので、多様な担い手の確保であれば、新規就農者数や企業参入数を指標として質的評価を実施しております。両項目とも、数値の実績は、各年とも年間目標を上回って推移している状況でございます。

続いて、特定生産緑地の指定ですが、平成4年に開始された生産緑地制度が令和4年で30年を迎え、生産緑地の解除が懸念されることを受けて創設された制度で、制度開始時に指定された生産緑地のうち約9割が特定生産緑地に指定されました。

次に、住宅地の面積の推移ですが、令和4年が3万5,457ヘクタールであり、おおむね進捗管理値どおりとなっております。

続いて、住宅地の質的評価でございます。

こちらの調査は、5年に1回となっておりますので、昨年お示しした数値をそのまま掲載しております。

こちらを上2つは5年に1回の調査となっておりますので、最下段の表をごらんください。

住宅ストックの不燃化、耐震化促進の指標である防火・準防火地域指定面積は、緩やかな増加となっております。

こちらは、道路面積の推移でございます。

令和4年実績は、現時点で資料未公表のため、令和3年の値、1万8,252ヘクタールを記載しております。この間の推移は、おおむね進捗管理値どおりとなっております。

次に、河川・水面・水路面積の推移でございます。

令和4年実績は、9,890ヘクタールと、おおむね進捗管理値どおりに推移しております。

続いて、都市公園面積の推移でございます。

令和4年実績は、5,177ヘクタールと、進捗管理値を上回っております。

こちらは、工業用地の面積の推移でございます。

令和4年実績は、4,736ヘクタールとなっております。なお、これまで国土交通省の通知に基づき、工業統計調査の結果を基に算出しておりましたが、同調査が廃止され、本年より新たな国通知に基づき、経済構造実態調査の結果を基に算出しております。

工業用地の質的評価でございます。

企業立地促進を施策としており、府内新規立地面積、新規立地件数は減少傾向ですが、産業集積促進税制に関連する指標や製造品出荷額は増加傾向となっております。引き続き、工業用地面積も含めて、今後の推移を注視してまいります。

次に、商業・業務施設等用地の面積の推移でございます。

これは、建物の敷地のうち、住宅地、工業用地を除いたものであり、令和4年実績は、2万1,954ヘクタールとなっており、おおむね進捗管理どおりに推移しております。

商業・業務施設等用地の質的評価でございます。

地区計画の策定など、都市計画手法による商業・業務系のまちづくりや開発計画について、駅周辺の件数は7件、幹線道路沿道は8件です。大規模小売店舗立地法関連の届出数は、駅周辺2件、幹線道路沿道で3件です。このように、駅周辺や幹線道路沿道を中心とした土地利用誘導が行われております。

最後に、森林の面積の推移でございます。

令和4年実績は、5万6,767ヘクタールであり、進捗管理値より高い状況で推移しております。

森林の質的評価でございます。

保安林の指定を施策としており、保安林面積は増加しております。

以上が、土地利用区分ごとの面積増減の状況と関連施策に関する指標による質的評価となります。

最後になりますが、今回のPDCAの結果を踏まえ、引き続き、関係部局と連携し、国土利用計画に示された大阪の土地利用の将来像の実現に向けた施策を推進します。また、昨年7月に策定された新たな国土形成計画及び国土利用計画の内容、及び関連する近畿圏広域地方計画の策定の動きを注視しながら、次期計画の検討を進めてまいります。

報告事項は以上でございます。

【嘉名 会長】 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしいですかね。

統計の取り方が若干変わっていて、数字が少し動いているものが、工業などはございました。それから、質的な評価も加えるということ、大阪府の場合やってらっしゃいまして、この辺りはまだ少し推移を見ていかないと分からないところもございますけれども、各項目について御説明をいただきました。

よろしいですかね。

岡井委員、お願いします。

【岡井 委員】 特にこの報告について何か異議があるというわけではない。森林面積について、全体的に減少している状況の中で保安林が増加していることは、質の高い森林が増えているということで一定の評価はできるのかなと思います。しかし、先ほどの土地利用基本計画の変更のところでありましたように、本来であればその5地域の調整を、この国土利用計画の中でやっていくべきことかと思いますが、森林に関しましては、もう実際に森林の開発許可が下りて、森林でなくなった状態でこの審議会の中で諮られますので、報告という形になっているという御説明だったかと思います。そうすると、森林に対しては、この5地域の観点から、この森林を宅地にするだとか、森林以外のものにするのことに對して、全体的な観点からの調整ができてないのではないかなというところが懸念されます。この点について、森林の観点からどのように評価をして、ここの森林は森林地域から解除してもいいという御判断をされているのかを教えてくださいませんか。

【嘉名 会長】 ありがとうございます。幹事、いかがでしょうか。

【幹事 泉計画調整課参事】 御質問ありがとうございます。まず土地利用基本計画上、先ほど2件目の案件で林地開発許可、森林法の関係から、どうしても報告事項となるという部分がありますが、国土利用計画の場合

ですと、前回の計画の見直しの際にも森林の今後の状況を、例えば、今後の大規模開発やインフラ整備の予定からどのように推移するか、また、道路事業や、まちづくりの状況なども踏まえて、森林のトレンドを見て、今回の進捗管理値であるとか、目標を設定しているところでございます。そういう意味では、法律の仕組み上、林地開発許可が行われれば、その部分の森林というのは伐採可能というふうになるんですけれども、国土利用計画上でいいますと、次回の計画の見直しの際に、こういった形で国土利用計画を進捗管理していくかというのは委員の御意見も踏まえながら、また、関係部局との意見交換をしながら、目標を定めていきたいと思っておりますし、前回はそのように進めてきたところだと認識しております。

以上でございます。

【嘉名 会長】 計画目標の設定や数字の管理などをベースに担当部局とも数値目標は共有されてらっしゃるところで、動かしていくということではございました。

これは制度上、報告案件にならざるを得ないということだとは思いますが、その中でもしっかりと進捗管理を行っていただきたいということかと思っております。よろしく願いいたします。

他、いかがでしょうか。

【中谷 委員】 今いろいろと府のほうから説明をしていただきました。

私が今やっておりますことで一番大変なことは、市街化調整区域の面積が全国的にみると、大きく減少しているということではございます。1つのデータですが、1961年が調整区域、農地の面積が一番ピークであり、609万ヘクタールという大きな面積が全国にあったわけですが、2022年には414万ヘクタールに減少していることが数字で出ております。そしてまた、大阪府の今のデータを見せていただきましたが、大阪府にお

いても、当然、農地の面積が減少しているわけですが、この国土利用計画に提案される場合には、先ほども説明していただきましたように、関係部局と十分調整をしながら対応していくと仰っていただいておりますので、何ら問題はないわけですが、私どもの農業会議の常設審議委員会に係る案件の中でも、どうしてもこれは常設審議委員会としても認められない案件も上がってまいります。そのようなことからいたしましたら、やはり適正な土地利用について対応していただくことが、我々、農地を守るという立場の職にいる者からいたしましたら、関係部局との土地の利用に対する対応ということについては、十分認識をしていただいて、やっていただきたいと思っております。

そして、また大きな話になりますが、国のほうで、食料自給率を45%にしていくということですが、逆に38%に下がっているという状況になっており、やはり食料自給率を45%にしていこうと思えば、日本の農地面積が400万ヘクタールは必要であるということも言われております。そういう意味から、できる限り、農地の減少を食い止めていきたいということで、農業会議としても今、一番大きな問題は、地域計画ということで、この令和6年度の最終年度に仕上げていかなければならないのですが、今耕作をしている農地を10年先、誰が作るか1筆ごとに氏名を入れよというようなことを言われております。そして今、集落での話合いもしていただいております、精いっぱい努力をしておりますが、一方では、話に聞きますと、熊本県辺りでは、半導体の工場を建設するという一方で、調整区域がどんどん減少しているということも言われています。大阪府としては、できる限り担当部局と調整をしながら、適正な土地利用していただくということでお願いをしていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

【嘉名 会長】 ありがとうございます。

中谷委員、今の御意見ということでもいいですか。それとも、幹事から。いいですか。

【幹事 泉計画調整課参事】 貴重な御意見ありがとうございます。

我々も今回の案件を上げる際にも、担当部局とももちろん調整させていただいておりますし、特に御意見がありました農地面積の増減に深く関わる農地の保全につきましては、地域力による持続可能な農空間づくりの推進、遊休農地の解消・未然防止、営農環境の整備、ため池の防災・減災の推進等により、農空間の保全・活用を図ることが重要であり、これらの施策を担っております農政部局とも引き続き連携を図ってまいりますので、よろしくをお願いします。

【中谷 委員】 ありがとうございます。

【嘉名 会長】 ありがとうございます。今、中谷委員から御指摘のあった事項、都市地域と農地との調整ですね。調整区域の中の農地の在り方というのは、まさにこの国土利用計画の中の調整事項の核心の一つだと思いますので、幹事のほうからもしっかりやっていくというお話がございましたけれども、農業部局としっかり協議しながら、適正な土地利用の在り方について、引き続き協議を進めていただきたいと思います。

ありがとうございました。

他、いかがでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、ないようですので、以上で本日予定しておりました全ての議題は終了いたしました。

本日の議題につきましては、直ちに事務局において必要な手続を進めさせます。委員の皆様方には円滑な議事の進行に御協力いただきありがとうございます。

ございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

6 閉 会

【司会】 ありがとうございます。

本日の審議会を踏まえまして、大阪府において必要な手続を進めてまいります。

以上をもちまして、令和5年度第1回大阪府国土利用計画審議会を閉会させていただきます。本日御出席いただきました委員並びに幹事の皆様、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

（午後3時45分 閉会）